

審査ニュース 155号

請求レセプトに対する保険者からの疑義、 および再審査請求の事例について

医療・在宅委員会

今回の審査ニュースは、前回に引き続き請求レセプトに対する保険者からの「疑義や再審査請求」についてご紹介します。よく見かける簡単な算定ミスや、間違えやすい算定ミスを取り上げてみました。

キチンと請求したつもりが査定された事例や、摘要欄の適切な活用により原審処理となった例を紹介しています。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

1. 特殊な用法に係る調剤料、長期投薬情報提供料の算定について
2. 効能・効果により原審となった特定薬剤管理指導加算の算定について
3. 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

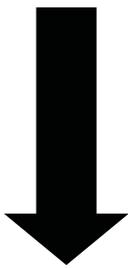
事例（原審と査定、事例）
レセプト請求例

6/1処方	フォサマック錠35mg	1錠
【内服】	週1回 起床時服用	3日分
6/20処方	フォサマック錠5mg	1錠
【内服】	1日1回 起床時服用	21日分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	6・1	6・1	フォサマック錠35mg 【内服】 週1回起床時	65	3	71	195	
2	1	6・20	6・20	フォサマック錠5mg 【内服】 1日1回起床時	10	21	71	210	
摘要	6/16、患者よりTELあり。飲み忘れ時対応についての問い合わせのため、服薬状況の確認および必要な指導を行った。長Bの対象は6/1、投与日数は21日。								

審査委員会での【請求に対する疑義？】
調剤料、薬学管理料の算定はいかがでしょうか？



薬学管理料 (長B)	28
---------------	----

〈審査結果〉 ※原審

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	6・1	6・1	フォサマック錠35mg 【内服】 週1回起床時	65	3	71 15	195	
2	1	6・20	6・20	フォサマック錠5mg 【内服】 1日1回起床時	10	21	71	210	
摘要	6/16、患者よりTELあり。飲み忘れ時対応についての問い合わせのため、服薬状況の確認および必要な指導を行った。長Bの対象は6/1、投与日数は21日。								

薬学管理料 (長B)	28
---------------	----

算定可能

調剤料について・・・本事例は特殊な服用法に係るレセプトです。調剤料の算定については実際の調剤日数によって算定します。したがって本事例の調剤料の算定は3日分となります。
(平成24年版保険調剤Q&A 23ページ [Q23] 参照)

長期投薬情報提供料について・・・服薬期間が15日以上の場合に算定要件を満たせば算定できます。長期投薬情報提供料の算定は、次回の処方箋受付時に行います。
(平成24年版保険調剤Q&A 105ページ [Q109～Q111] 参照)

事例（原審事例）
レセプト請求例

〔ベンザリン錠2mg 2錠
【内服】 1日2回朝夕食後 14日分〕

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	6・18	6・18	ベンザリン錠2mg 【内服】 1日2回朝夕食後	1	14	63	14	向8
摘要 抗てんかん剤として使用									

審査委員会での【請求に対する疑義？】
ベンザリン錠は、特定薬剤管理指導加算の対象でしょうか？

?

薬学管理料
(特管)

4

〈審査結果〉 ※原審

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	6・18	6・18	ベンザリン錠2mg 【内服】 1日2回朝夕食後	1	14	63	14	向8
摘要 抗てんかん剤として使用									

薬学管理料 (特管)
4

ベンザリン錠は、薬価基準点数見解表・保険薬辞典等において薬効分類112に属し、特定薬剤管理指導加算の対象ではありません。しかし、ベンザリン錠の添付文書では、抗てんかん剤として使用する場合は用法・用量および効能・効果が記載されています。当該レセプトは、**摘要欄の適切な活用**により原審処理となりました。

特定薬剤管理指導加算算定の際は、下記の点にもお気を付け下さい。

- ・特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合には、**そのすべて**について必要な薬学的管理及び指導を行わなくてはなりません。処方箋の受付1回につき1回限り算定できます。
- ・対象となる医薬品に関して患者又はその家族に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴の記録に記載が必要です。
- ・具体的な薬学的管理指導に関する業務の内容については、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」（日本薬剤師会）等を参照して頂いて構いませんが、ここで示す「ハイリスク薬＝特定薬剤管理指導加算対象薬」ではありませんので、ご注意ください。現在も抗パーキンソン剤の指導に対し、当該点数を誤って算定しているケースが散見されるようです。

審査ニュース

事例（査定事例）・・・訪問指示処方（6/2）

クラビット錠500mg	1錠	1日1回夕食後	5日分
ロキソプロフェンNa錠60mg	1錠	【発熱時】	6回分

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	6・2	6・2	【内服】1日1回夕食後 クラビット錠500mg	1錠	45	5	25	225	
2	1	6・2	6・2	【屯服】発熱時 一回用量：1錠 ロキソプロフェンNa錠60mg	6錠	3	1	21	3	
摘要	(介1)									

審査委員会での【請求に対する疑義？】
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料は妥当でしょうか？

?

↓

薬学管理料 (緊訪1)
500

〈審査結果〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	6・2	6・2	【内服】1日1回夕食後 クラビット錠500mg	1錠	45	5	25	225	
2	1	6・2	6・2	【屯服】発熱時 一回用量：1錠 ロキソプロフェンNa錠60mg	6錠	3	1	21	3	
摘要	(介1)									

薬学管理料 (緊訪) - 1 1
-500 41

本請求では、No.1,2が臨時で処方（6/2）されたケースと思われます。

「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（以下、「緊訪」）」の算定の妥当性については、先ず医師の指示に基づき

①管理指導計画に係る緊急時の臨時処方への対応、

②それ以外の場合については、患者の体調の急変（緊急時）による臨時処方への対応等が考えられます。

上記の請求については、医師の指示に基づき患者を訪問したことは理解できますが、処方内容から①、②とは考えられないこと及びレセプト摘要欄に「緊訪」を算定した明確な理由の記載が無いことから算定の妥当性が理解できず、「緊訪」（500点）を査定し「薬剤服用歴管理指導料」（41点）に振り替え査定となりました。

今後、「緊訪」を算定する場合については、レセプト摘要欄に算定の明確な理由（病状、体調の変化、算定の妥当性等）の記載が必要と思われます。審査において算定理由が理解不能な場合は500点→41点に振り替えられることもあると思われます。

※平成24年版 保険調剤Q&A 日本薬剤師会編集 Q133をご参照ください

<支払基金の「突合点検」結果について>

処方箋内容		投与 日数	保険薬局の誤請求内容		投与 日数	誤請求理由	保険薬局への 査定内容	査定 事由
オルベスコ100 μ gインヘラー12吸入用 キット11.2mg 6.6g	2キット		オルベスコ100 μ gインヘラー12吸入用 キット11.2mg 6.6g	10キット		処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	10キット⇒2キットに査定	B
SPTローチ0.25mg「明治」	24錠		SPTローチ0.25mg「明治」	214錠		処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	214錠 ⇒24錠に査定	B
ジスロマック錠250mg	2錠	3日分	ジスロマック錠250mg	2錠	5日分	処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	5日分 ⇒3日分に査定	B
クラリチンドライシロップ1%	0.5g		クラリチンドライシロップ1%	0.8g		処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	0.8g ⇒0.5gに査定	B
			スピール膏25cm	2枚		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			リストリームOD錠0.2mg	2錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			アボルブカプセル0.5mg	1C		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
ランサップ800	1シート		ランサップ800	2シート		処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	2シート⇒1シートに査定	B
ジルテックドライシロップ1.25%	0.4g		ジルテックドライシロップ1.25%	5g		処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	5g ⇒0.4gに査定	B
重質酸化マグネシウム「ケンエー」	3g		重質酸化マグネシウム「ケンエー」	6g		処方箋内容と不一致(数量入力誤り)	6g ⇒3gに査定	B

査 定 事 由	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
	F	固定点数が誤っているもの
	K	その他